

会社概要

■ 社号	三菱UFJファクター株式会社
■ 設立/創業	設立 :1977年(昭和52年) 6月 創業 :1972年(昭和47年)11月
■ 資本金	20億8千万円
■ 株主	三菱UFJ銀行(100%)
■ 業務内容	ファクタリング業務 代金回収業務
■ 本社	〒101-8637 東京都千代田区神田淡路町2-101 ワテラストワー ✓ 東京ファクタリング営業第一部 TEL 03-3251-8354 ✓ 東京ファクタリング営業第二部 TEL 03-3251-8393 ✓ 東京ファクタリング営業第三部 TEL 03-3251-8387 ✓ 東京ファクタリング営業第四部 TEL 03-3251-8433 ✓ 東京ファクタリング営業第五部 TEL 03-3251-8404
■ 名古屋支社	〒460-0003 名古屋市中区錦3-20-27 御幸ビルディング ✓ 名古屋ファクタリング営業部 TEL 052-203-4811
■ 大阪支社	〒541-0048 大阪府中央区瓦町2-1-1 瓦町三信ビル ✓ 大阪ファクタリング営業第一部・第二部・第三部 TEL 06-6208-0855
■ 九州支社	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-12-7 福岡ダイヤモンドビル ✓ 九州ファクタリング営業部 TEL 092-732-1026
■ URL	http://www.muf.bk.mufg.jp

ご存知ですか？

下請債権保全支援事業 (保証ファクタリング)

元請との取引にこんな不安を感じている
お客様は、ぜひ、お問い合わせください

- 元請企業の業績がよくない……
- 何かと噂を耳にする……
- 工事期間が長くて心配……
- 新規の取引先でよくわからない……

万が一、元請が倒産した場合、保証限度額の範囲内で三菱UFJファクターが工事代金をお支払いします

下請債権保全支援事業とは？

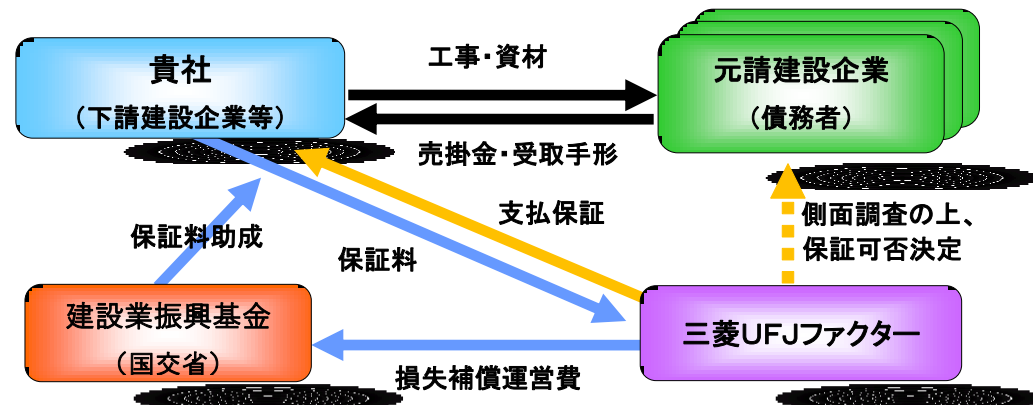
■ 国交省が創設した国の制度です

- ✓ 下請建設企業等の経営・雇用の安定、連鎖倒産防止を目的とした国の制度です。
- ✓ ファクタリング会社が元請企業の支払を保証することにより、下請業者の元請に対する債権を保全します。

■ 保証料に建設業振興基金の助成が受けられます

- ✓ ファクタリング会社に支払う保証料率の1/3(年率1.5%が上限)を建設業振興基金が助成します。

■ しくみ



※本制度は、2020年3月末までの時限的措置です。

保証方式

- 個別保証 ……既に請求している債権が対象
 - ✓ 請求書発行済みの債権、支払通知書や手形を受領済みの債権について、金額と期日を特定し、債権単位で保証します。
- 枠保証 ……将来発生する債権が対象
 - ✓ 下請契約の締結時から将来発生する債権を保証します。
 - ✓ 工事単位に枠(保証限度額)を設定し、工事により発生する債権を保証期間において保証限度額の範囲内で保証します。

(ご注意) 元請企業の保証には弊社所定の審査があります。審査結果によっては保証のお引受ができない場合がございますので、予めご了承ください。

三菱UFJファクターが選ばれる理由はココ!

スピーディーな審査!

大きな額の保証が可能!

建設業振興基金からの助成で保証料の負担軽減!

■ 使い勝手のいい『枠保証』

- ✓ 着工から最終支払期日までの保証枠確保ができます。
- ✓ 保証開始後債権残高に合わせ保証額の増減可能、保証料もそれに合わせたご負担です。
- ✓ 三菱UFJファクターからの減額・解約や、当初に設定した保証期間の短縮はありません。

■ 対象債権の広い『個別保証』

- ✓ 請求書の写しがあれば請求金額の80%を上限に支払期日まで保証します。
- ✓ 元請が発行する支払通知書の写し、手形の写しがあれば額面金額を上限に支払期日まで保証します。

■ 保証ファクタリングは三菱UFJファクターの本業です

- ✓ 弊社保証ファクタリングの業歴は約40年。豊富な経験が必ずや貴社のお役に立ちます。

本制度ご利用にあたっての条件

■ 下請建設企業等(本制度をご利用いただくお客様)

- ✓ 資本金20億円以下、または常時雇用する従業員数1,500人以下。
- ✓ 元請建設業者から建設工事の全部または一部を直接請負している下請建設企業、または元請建設業者に建設工事に関わる資材を直接供給している資材業者。
- ✓ お申込時点で、行政処分期間中(営業停止及び建設業許可の取消処分、ならびに公共事業にかかる指名停止処分)ではないこと。

■ 元請建設企業(保証対象となる企業)

- ✓ 保証を開始する年度および前年度に、公共工事の受注実績があること。または保証を開始する日において有効な経営事項審査を受けていること。
- ✓ 破産手続開始、民事再生法手続開始、会社更生法手続開始、または特別清算開始の申立てがなされていないこと。手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- ✓ 財務内容の健全性が著しく損なわれていないこと。
- ✓ 本事業に関し、不正または不誠実な行為をする恐れがないこと。